

## 厚生労働省告示による検体検査料等改正における 一部訂正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知の処と存じますが、年初の厚生労働省告示にて本年4月1日より改正された診療報酬点数のうち検体検査料に関わる事項につき、平成16年5月12日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡をもって本年5月1日以降診療分に遡及してその取扱いを下記の通り訂正されることになりましたので、取り急ぎご連絡する次第です。

宜しくご諒解の程お願い申し上げます。

敬具

記

### 訂正内容

2. 区分「D015」血漿蛋白免疫学的検査の「9」の「注」にいう特異的IgE 検査の検査料算定限度1,690点を1,560点に改める。

以上